

レクリエーション傷害保険



行事参加者の傷害危険補償特約付帯 普通傷害保険

'15年3月改定

ソフトボール大会、ハイキング、運動会、サイクリング、バレーボール大会などの行事(レクリエーション)に参加している間に、参加者の方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



補償の範囲

- この保険は、お申込みいただいた行事参加中のみを対象とします。
- 「行事(レクリエーション)に参加している間」とは、行事やレクリエーション(以下行事といいます。)に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。
- 行事の集合地・解散地と各参加者の住居の往復中のケガも補償されます。^(注)

(注)以下の条件をいずれも満たす場合

- ・被保険者が、行事に参加する目的で住居を出発する前に、保険契約者の備える名簿により参加者名が確定していること。
- ・行事開催日、場所が活動計画表等の客観的資料により確定できること。

ご契約について

ご契約者	行事の主催者をご契約者となります。
被保険者	行事の参加者全員が補償の対象者(被保険者)となります。 (注)宿泊を伴う場合はこの保険では補償の対象となりません。別途ご照会ください。
保険金額	各行事参加者同一の保険金額となります。
保険金受取人	死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。入院保険金、通院保険金などその他の保険金は被保険者にお支払いします。
ご契約時のご注意	<p>①行事の参加者(被保険者)は、1日20名以上となるのが条件です。ただし、開催日数が2日以上の場合は、1日あたりの平均人数が20名以上となるのが条件です。</p> <p>②この保険は、お申込みいただいた保険期間初日の午前0時から末日の午後12時までの間で、かつ、その行事に参加している間および行事の集合地・解散地と各参加者の住居の往復中のケガを補償します。行事の開催が末日の午後12時を超える場合には、あらかじめその翌日を含めて保険期間を設定してください。</p> <p>③参加者、行事開催日および順延日が客観的に確認できる以下の資料の作成・備付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の名簿 ・活動計画表・予定表 など

ご加入コースおよび保険料

次のA~Cコースの中からお選びください。

〈行事参加者1名、1日につき〉

対象となる行事の種類	コース	保険金額			保険料		
		死亡・後遺障害	入院日額 (1日につき)	通院日額 (1日につき)	団体割引		
					5%	10%	15%
ソフトボール大会、バレーボール大会、テニス大会、ボウリング大会、水泳大会、いちご狩り、お花見、盆踊り、ハイキング など	A	300万円	3,000円	1,500円	20円	19円	18円
	B	700万円	5,000円	3,000円	42円	40円	37円
	C	1,000万円	5,000円	3,000円	51円	49円	45円
野球大会(軟式、準硬式)、運動会、サイクリング、マラソン大会、スケート大会、ウィンドサーフィン、陸上競技 など	A	300万円	3,000円	1,500円	102円	96円	91円
	B	700万円	5,000円	3,000円	206円	196円	184円
	C	1,000万円	5,000円	3,000円	253円	240円	226円
野球大会(硬式)、サッカー大会、スキー大会、サーフィン、みこしかつぎ、アイスホッケー など	A	300万円	3,000円	1,500円	203円	192円	182円
	B	700万円	5,000円	3,000円	412円	391円	368円
	C	1,000万円	5,000円	3,000円	506円	479円	452円

*入院のみ、または入院・通院のみをお支払いする内容のご契約はできません。 *上表に記載のない行事につきましては、別途ご照会ください。

■ 1契約についての団体割引率と最低保険料は次のとおりです。

適用団体割引率	5%	10%	15%	20%
団体割引率が適用される参加者数	20名以上	500名以上	1,000名以上	3,000名以上
最低保険料	1,000円			

団体割引率が適用される参加者数は、1日あたりのものです。ただし、開催日数が2日以上の場合は、1日あたりの平均人数とします。

■ 保険料のお支払方法

1日のご契約	包括のご契約(一定期間内に実施される行事の参加者を包括して補償する場合)
ご契約時に行事参加予定者人数分の保険料を全額お支払いいただきます。終了後、参加人数が確定した場合、差額があれば精算していただきます。	ご契約時に包括契約期間中の行事参加者見込人数により暫定保険料をお支払いいただき、ご報告いただく確定参加人数により保険料を精算していただきます。 (注)インターネットによるお申込みはできません。

補償の内容

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金	ご注意いただきたいこと 保険金をお支払いできない主な場合	
<p>お申込みいただいた行事参加中に、被保険者(補償の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、下記①～⑤の保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金は、健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。 ● 宿泊を伴う行事は対象となりません。別途ご照会ください。 	
<p>①死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p>		
<p>②後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>		
<p>③入院保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して180日を限度に、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。</p>		
<p>④手術保険金 ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> イ. 入院中に受けた手術の場合 $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10\text{倍}$ </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> ロ. イ. 以外の手術の場合 $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5\text{倍}$ </td> </tr> </table> <p>ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。</p>		イ. 入院中に受けた手術の場合 $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10\text{倍}$
イ. 入院中に受けた手術の場合 $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10\text{倍}$	ロ. イ. 以外の手術の場合 $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5\text{倍}$	
<p>⑤通院保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に通院(住診を含みます。)された場合に、通院の日数に対して、90日を限度に、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金はお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故 ● 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 ● 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの ● 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 <p style="text-align: right;">など</p>	

ご契約時のご注意

保険契約申込書の記載内容(または契約申込画面の入力内容)に間違いがないかどうかご確認ください。

ご契約後のご注意

- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(インターネットによるお申込みの場合等一部のご契約方式の場合には、保険料領収証の発行は行いません。)
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。

事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、取扱代理店または弊社にご連絡ください。事故の発生日から**30日以内**にご通知がない場合には、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがあります。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただきます。
- 保険金の種類により、被保険者(補償の対象となる方)に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者(法律上の配偶者に限ります。))・3親等以内の親族)が被保険者(補償の対象となる方)に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。

*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書(または契約申込画面)および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

*弊社は、お預かりしたお客様の個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客様情報の取扱いについて」をご確認ください。

*弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

*複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

*保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金に制限があります。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会いただくか普通保険約款・特約をご参照ください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
 お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
 ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

● 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。